

17年前契約した賃貸住宅の「共益費」 今になって、2年分の請求！

事例

17年前、賃貸契約を交わし現在も同じアパートに住んでいる。4月に大家さんが代わったが5月に元大家さんから2年間分の共益費約7万円の請求書が届いた。契約書を再度確認しているが、共益費について一切書かれていない。今になって過去2年間分だけ請求してくるのも納得いかない。

(40歳代 男性)



※弁護士に契約書を確認してもらおうと、「共益費の記載がなく、根拠について説明も無いため支払う必要はない。」と回答がありました。

アドバイス

- 契約途中での契約内容の変更は、大家と入居者の双方の合意が必要です。
- 過去の契約書に不備があり大家側に変更を希望する場合は、大家さんと入居者が交渉し、合意を得て新規契約書面の作成が必要になります。
- 納得がいかない高額な請求を受けた時は、弁護士に相談をしましょう。
- 名寄市消費生活センターでは、適切な相談窓口を紹介します。お気軽にご相談ください。

賃貸トラブル相談窓口

北海道宅建協会 不動産無料相談所 直通 011-641-8931

相談時間 平日：9時～16時50分 (12時～13時 昼休み)

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

